

エコとこ伝言板



あなたの心がけで 住みよいまちに

第44回

ペットを飼っている皆さんへ

ペットの飼い主は、日常生活の中で人とペットがうまく共生していくためにも、ペットが人に危害を加えないようにしたり、ペットのふん尿などの汚物を適正に処理したりして、他人に迷惑をかけることがないように責任をもって飼いましょう。



犬を飼う際は、市に登録の申請を行い、毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせてください。また、犬は綱や鎖でつなぐか、柵や檻の中で飼い、鳴き声・悪臭等で地域の方に迷惑をかけないようにしましょう。

万一、犬が人を噛んでしまったら、速やかに所沢保健所（☎922-2167・FAX920-3082）へ届け出をしてください。

猫を飼う際は、猫の健康（感染症などの防止）と安全（交通事故などによる不慮の事故の防止）のためにも、室内で飼うようにしましょう。



【ペットに関する相談】

◆犬について…所沢保健所（☎922-2167・FAX920-3082）
◆猫について…埼玉県動物指導センター川越支所（☎049-242-1399・FAX049-242-1358）

問い合わせ 生活環境課（☎998-9370・FAX998-9195）

迷惑をかけていませんか？ 歩きながらの喫煙・ごみのポイ捨て

たばこの吸い殻・紙くず・ガム・空き瓶・空き缶・廃プラスチック類等をポイ捨てすると、「埼玉県ごみの散乱防止に関する条例」により罰せられます。



ドライバーの皆さんへ

12月は「大気汚染防止推進月間」です。「アイドリング・ストップ」にご協力をお願いします。



日(曜日)	当 番	電 話 番 号
12月20日(土)	(有) 地 水 工 業	948-1987
21日(日)	ミ ネ 管 工	923-0667
23日(祝)	(有) 興 伸 設 備	942-4907
27日(土)	株 貴 井 产 業	993-0110
28日(日)	(有) 水 村 設 備 工 業	948-4455
29日(月)	(有) 東 邦 設 備 工 業 所	944-3880
30日(火)	協 立 管 工	948-5515 夜 924-0337
31日(水)	株 木 下 商 興	948-1719
1月1日(祝)	荻 野 設 備	948-0705
2日(金)	(有) 増 田 パイプ 工 業 所	922-2914
3日(土)	(株) 朝 熊	947-1126
4日(日)	小 寺 水 道 工 業 (有)	944-0906
10日(土)	(有) 伏 見 設 備 工 業	948-3328 夜 948-3393
11日(日)	野 村 設 備 工 業 (有)	948-5753
12日(祝)	株 キ ノ シ タ	924-2728
17日(土)	(有) あ ざ ま 管 工	942-3771
18日(日)	(有) 須 田 設 備	922-7022 夜 922-0981
24日(土)	(有) 新 井 設 備 工 業	948-4013
25日(日)	株 金 子 設 備 工 業	944-0515
31日(土)	(有) ミ ヤ ザ 千	948-7650

水漏れの修繕・年末年始、1月の休日受付当番

所沢市水道部 ☎921-1100・FAX921-1094

水道部では24時間体制で水漏れへの対応にあたっています。修繕は、所沢市指定給水装置工事事業者が行い、修繕費用は依頼主の負担となります。

子ども災害見舞金は、子どものけがに対し、治療の程度に応じて見舞金を支給する制度です。加入手続き、会費や負担金はありません。
対象となる方 1歳～15歳の住民登録または外国人登録をしている子ども

がに對し、治療の程度に応じて見舞金を支給する制度です。加入手続き、会費や負担金はありません。

◆幼稚園、保育園、小・中学校でのけが、および登下校、クラブ活動などの学校管理下でのけが：日本体育・学校健康センターの対象になります。幼稚園、保育園、小・中学校に申し出てください。

●公園・広場等で遊んでいるときのけが
●スポーツ（サッカー・野球等）によるけが
●家庭などでのけが
●その他、生活全般にわたるけが

【対象外の災害】
◆交通事故によるけが：所沢市交通災害共済に加入している方には、見舞金が支給されます。必要書類を交通安全部へ提出してください。

①こども災害見舞金請求書（保護者が記入）
②医師の診断書（入院期間、通院期間が記入してあるもの。1等級を請求する場合は死亡診断書または検査書）
③口座振替依頼書（請求者本人の口

■支給金額

等 級	傷 害 の 程 度	金 額
1等級	死亡した場合	50万円
2等級	全治1年以上の傷害	15万円
3等級	全治6か月以上の傷害	7万円
4等級	全治3か月以上の傷害	4万円
5等級	全治2か月以上の傷害	3万円
6等級	全治1か月以上の傷害	2万円
7等級	全治1週間以上の傷害	1万円

●市役所2階・交通安全課、各出張所にある次の①～③の書類に必要事項を記入して、交通安全課へ提出してください。

●市税が夜間・休日にも納税できません。日中・平日に時間がとれない方は、ご利用ください。

●期間中は、電話による納税相談も受け付けています。

●市税が夜間・休日にも納税できません。日中・平日に時間がとれない方は、ご利用ください。

●期間中は、電話による納税相談